

「石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（案）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和2年7月27日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計16件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none">事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、各「建築物石綿含有建材調査者」を今後選定していくことは当然の事と思うが、現在まで事前調査に当たっていた「石綿作業主任者」や「特定化学物質等作業主任者」に対して、石綿に関わる実務経験のない新卒者や建築経験者と同等に講習、試験を課すことは如何なものか。今まで石綿調査等に携わっていた各資格者に対しては、それなりの経過、軽減措置があっても良いのではないか。一級建築士及び二級建築士のうち石綿作業主任者を持つもの、建築学、解体の教授者等を規定すべき。日本アスベスト調査診断協会に登録された者は、調査ができないのか。	<p>建築物における石綿等の使用の有無を調査する者については、建築物石綿含有調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）に基づく講習（登録規程第2条第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者講習をいう。以下「講習」という。）制度により、公正に正確な調査を行うことができる者の育成を図っています。当該講習の受講資格として、石綿作業主任者技能講習を修了した者、建築に関して一定以上の実務の経験を有する者等が規定されており、現行制度においても、石綿作業主任者や建築士であることだけで、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく建築物等における石綿等の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）に必要な知識を有する者とはみなされません。当該調査に必要な知識を講習により網羅的に習得いただくことができるため、講習を修了していることをもって、公正に正確な調査を行うことができることを担保できると考えております。</p>

		<p>なお、「日本アスベスト調査診断協会に登録された者」は、平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」（以下「平成17年通達」という。）において、これまでも石綿に関し「一定の知見を有し、的確な判断ができる者」に当たる者として認めており、事前調査を行う者の資格に係る規定が施行される日前までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者は、これまでの取扱いと同様に、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として取り扱います。</p>								
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者のそれぞれの位置づけが不明であり、それぞれの役割を示していただきたい。 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者と特定建築物石綿含有建材調査者はまた階級分けをするべき。 ・ 「特定」と「一般」について、建物の用途や規模等の違いにより、調査できる対象を区分する等の今後の方針をお示しいただきたい。 	<p>各調査者の違いは、以下の表にお示しする通りです。</p> <table border="1" data-bbox="831 824 1401 1211"> <thead> <tr> <th>調査者の種類</th> <th>調査できる対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般建築物石綿含有建材調査者(※1)</td> <td>全ての建築物</td> </tr> <tr> <td>特定建築物石綿含有建材調査者(※2)</td> <td>全ての建築物</td> </tr> <tr> <td>一戸建て等石綿含有建材調査者(※3)</td> <td>一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部(※4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 登録規程第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者（以下「一般調査者」という。）…講習を受講し、筆記試験に合格した者</p> <p>※2 登録規程第2条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者（以下「特定調査者」という。）…講習に加え実地研修を受講し、筆記試験及び口述試験に合格した者</p> <p>※3 登録規程第2条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者（以下「一戸建て等調査者」という。）…講習（※4に係るものに限る。）を受講し、筆記試験に合格した者</p> <p>※4 登録規程第2条第4項に規定する一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部（以下「一戸建て住宅等」という。）</p>	調査者の種類	調査できる対象	一般建築物石綿含有建材調査者(※1)	全ての建築物	特定建築物石綿含有建材調査者(※2)	全ての建築物	一戸建て等石綿含有建材調査者(※3)	一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部(※4)
調査者の種類	調査できる対象									
一般建築物石綿含有建材調査者(※1)	全ての建築物									
特定建築物石綿含有建材調査者(※2)	全ての建築物									
一戸建て等石綿含有建材調査者(※3)	一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部(※4)									

		<p>一般調査者及び特定調査者に係る講習では、建築物全般をその講義の対象範囲に含むため、全ての建築物についての調査を行うことができる者として規定します。</p> <p>一方、一戸建て等調査者は、一戸建て住宅等に特化した内容の講習を修了した者であることから、一戸建て住宅等についての調査のみを行うことができる者として規定します。</p> <p>なお、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会（以下「検討会」という。）の報告書（令和2年4月14日公表。以下「検討会報告書」という。）において、構造が複雑で、使用されている石綿含有建材も多様な一定規模以上の建築物については、特定調査者又は一定の実地経験を積んだ一般調査者によることを推奨するとされており、特定調査者については、こうした建築物に係る調査への活用を石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20版]（以下「マニュアル」という。）等において推奨する予定です。</p>
3	<p>構造が複雑で使用されている石綿含有建材が多様な一定規模以上の建築物の調査においては、実地研修を受講し、筆記試験及び口述試験による修了考査に合格した「特定調査者」が行うことを規定すべきである。一般建築物石綿含有建材調査者においては戸建て住宅を含む一定規模以下の建築物の調査及び特定調査者の補佐資格とすべきである。</p>	<p>検討会報告書において、構造が複雑で、使用されている石綿含有建材も多様な一定規模以上の建築物については、特定調査者又は一定の実地経験を積んだ一般調査者によることを推奨するとされており、特定調査者については、当該建築物に係る調査への活用をマニュアル等において推奨する予定です。</p>
4	<p>同等以上の能力を有する者とは具体的にどういった者か。</p>	<p>本告示第1号に規定する「（一般調査者又は特定調査者と）同等以上の能力を有すると認められる者」としては、「日本アスベスト調査診断協会に登録された者」を通知でお示しする予定です。</p> <p>「日本アスベスト調査診断協会に登録された者」は、平成17年通達において、これ</p>

		<p>までも石綿に関し「一定の知見を有し、的確な判断ができる者」に当たる者として認めており、事前調査資格に係る規定が施行される日前までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者は、これまでの取扱いと同様に、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として取り扱うものです。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> • 一戸建て住宅の方が、古い建物では図面は無く、建材の種類も特定しにくく、改修や増築を重ねていることが多いので、かなりの知識が無いと調査を行うことは難しい。戸建て住宅を安易に考えることはやめるべき。 • 「一戸建て等石綿含有建材調査者」となるために必要な講習についても、十分な知識と技能を得られるものとして、実地調査・実地試験を十分に行う必要がある。 • 一戸建て等石綿含有建材調査者なる新たな資格を新設して、厳格にアスベストの調査が可能なのか。細分化する必要があるのか。 	<p>検討会の議論を踏まえ、一戸建て等調査者に係る講習については、一戸建て住宅等は材料・規模・用途から調査対象となる材料の種類等が限定されること、一戸建て住宅等のみ取り扱う事業者が一定程度存在することから、一戸建て住宅等に関する留意事項、事例等に特化した講習としております。</p> <p>その上で、当該一戸建て等調査者に係る講習は、検討会報告書において、「講習において付与する知識・技能水準は建築物石綿含有建材調査者講習と同等のものとなるよう留意」することとされたことを踏まえ、当該講習において付与する調査対象に関する知識・技能水準が一般調査者に係る講習と同等となるよう設定しております。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> • 一戸建て住宅の定義がわかりづらい。例えばレベル1, 2が使われていない木造の平屋に限定する、であるとか、細かい定義付けをして調査できる範囲をより明確にする必要があると思う。 • 共同住宅内に店舗が入っている場合や一戸建ての店舗兼住宅に関しては一戸建て等石綿含有建材調査者の調査対象となるのか。店舗の種類によっては難易度の高いものもある。 • 住宅として建てられたが AirBnB（宿泊先の提供）などのスタイルの物件は住宅なのか、旅館として判断するの 	<p>共同住宅（長屋を含む。）の住戸の内部以外の部分や、店舗併用住宅については、一戸建て住宅等には含まれません。この旨を含め、一戸建て住宅等の範囲について通達でお示しする予定です。</p>

	<p>か、店舗併用住宅は住宅なのか否か、なども決める必要がある。</p>	
7	<p>一般建築物石綿含有建材調査者は、公的な資格制度として、実地調査・実地試験を行い、公的機関が管理し、罰則の適用、更新制度の運用、試験問題の管理を厳格に運用する必要がある。</p>	<p>一般調査者は、登録規程第5条第1項において講習の登録要件を定めるとともに、登録規程第7条第2項において建築物石綿含有建材調査者講習実施機関（以下「講習実施機関」という。）における建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施方法を規定しており、厚生労働大臣は、講習実施機関における講習事務が登録要件に適合しなくなったと認めるときは、登録規程第13条の規定に基づき、当該講習実施機関に対し、登録要件に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができることとされております。</p> <p>また、厚生労働大臣は、講習実施機関が登録規程第7条第1項又は第2項の規定に違反していると認めるときは、登録規程第14条の規定に基づき、当該講習実施機関に対して建築物石綿含有建材調査者講習事務の方法の改善等に関し必要な措置をとるべきこと等を勧告することができることとされています。</p> <p>これらの規定に基づき、登録された講習が適切に実施されるよう努めてまいります。</p>
8	<p>各講習機関の統一試験で建材調査者のレベルを確認することが必須であり、安心して使える制度にしていきたい。</p> <p>既存の資格についても、講習会の試験にも問題がある。判断に悩む問題ではなく、自動車免許のように調査者として当たり前の知識や判断ができるような出題を数多く問い、合格基準点を高く設定したほうが、調査者全体の品質が上がると思う。</p>	<p>登録規程第7条第2項第11号において、修了考査は建築物石綿含有建材調査を行うために必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとしなければならないと規定しており、厚生労働大臣は、講習実施機関が当該規定に違反していると認めるときは、同規程第14条の規定に基づき、当該講習実施機関に対して建築物石綿含有建材調査者講習事務の方法の改善等に関し必要な措置をとるべきこと等を勧告することができることとされております。必要に応じて当該勧告等を行うことにより、各講習実施機関による修了考査の適切性を確保</p>

		し、合格者のレベルに差が生じないように しております。
--	--	--------------------------------